

第四十六回国会 参議院法務委員会會議録第九号

昭和三十九年三月三日(火曜日) 午前十一時十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 中山 福藏君
理事 後藤 義隆君
追水 久常君
稲葉 誠一君
和泉 賞君

委員

大谷 賛雄君
鈴木 万平君
田中 啓一君
亀田 得治君
中村 順造君
大和 与一君

國務大臣

法務大臣 賀屋 興宜君

政府委員

法務大臣官房司 津田 實君
法制調査部長 平賀 健太君
法務省民事局長 最高裁判所長官代理者 寺田 治郎君
最高裁判所事務 総局総務局長 西村 高見君
事務局側 常任委員 会専門員

本日の會議に付した案件

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

(内閣提出)

○遺言の方式の準拠法に関する法律案

(内閣提出)

○不動産登記法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(中山福藏君) これより法務委員会を開会いたします。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案及び遺言の方式の準拠法に関する法律案の両案を一括議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。賀屋法務大臣。

○國務大臣(賀屋興宜君) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、土地の状況、交通の利便等にかんがみ簡易裁判所の管轄区域を変更し、最近における市町村の廃置分合等に伴い下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の整理を行なおうとするものでありまして、以下今回の改正の要点を申し上げます。

第一は、簡易裁判所の管轄区域の変更であります。すなわち、土地の状況、交通の利便等にかんがみ、鹹沢簡易裁判所の管轄に属する山梨県西八代郡上九一色村字富士ヶ嶺の区域を富士吉田簡易裁判所の管轄区域としようとするものでありまして、地元住民の希望を考慮するとともに、関係諸機関の意見をも十分参酌したものであります。

第二は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理でありまして、市町村の廃置分合等に伴い、

同法の別表第四表及び第五表について当然必要とされる整理を行なおうとするものであります。

以上が下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいますよう、お願いいたします。

次に、ただいま議題となりました遺言の方式の準拠法に関する法律案につきましまして、提案の理由を説明いたします。

この法律案の趣旨は、涉外的性質を有する遺言について、その方式に關し、いづれの国の法律が適用されるべきかを定めるものであります。遺言の方式に關する法律の抵触に関する条約について承認を求めるとの件がこの国会に提出されておりますが、これは、遺言の方式の準拠法を定める各国の規定を統一することを目的とする条約であつて、同条約の批准に伴う国内法上の措置としてこの法律案を提出したのであります。したがいまして、この法律案の内容は、同条約中の準拠法の指定に關する規定を、その表現に若干の修正を加えて取り入れたものであります。

次に、この法律案の概要を申し上げます。

第一に、遺言は、その方式が、(一)行為地法、(二)遺言者の本国法、(三)遺言者の住所地法または常居所地法、(四)不動産に關する遺言についてその不動産の

所在地法、のいづれかに適合するとき、方式に關し有効であるものとしております。このように多数の法律が準拠法とされておりますのは、遺言が単なる方式上の理由で無効とされることを、準拠法を指定する法律の立場からできる限り避けようとするものであります。なお、遺言を取り消す遺言については、さらに、その方式が、従前の遺言の準拠法に適合するときも、方式に關し有効であるものとしております。

第二に、この法律の適用範囲を明らかにするために、若干の規定を設けております。

第三に、遺言者の本国法及び住所地法を決定する基準についての規定を設けております。

第四に、外国法の適用がわが国の公の秩序に反する場合には、それを適用しないこととしております。

第五に、この法律は、前に述べました条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとし、これに伴う経過措置を定めるとともに、法例及び民法について所要の整理をすることとしております。

以上が、この法律案の概要であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決されますよう、希望いたします。

○委員長(中山福藏君) 以上で両案に対する説明は終わりましたが、質疑は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(中山福藏君) 次に、不動産登記法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。稲葉君。

○稲葉誠一君 きょうは、この前要求していた資料をいただいたのですが、「登記甲号事件・乙号事件換算率の算定根拠」これの要点だけをまず説明していただきたいと、こう思うのです。

私の聞きたいことは、乙号を甲号に換算をする場合、その結果として、この表にありました昭和二十六年でしかかね、それと三十七年との倍率がどういふふうになるのかということを知りたいわけです。

まず、平均処理時間というのがありますが、この比率の出方、これについてちょっと説明してくれませんか。

○政府委員(平賀健太君) この平均処理時間は、登記所の実態につきまして各種の登記事件についてその処理時間をはかりましてこういう数字を出したわけでございます。

○稲葉誠一君 よくわかりましたが、そうすると、乙を甲に換算をして、結局、昭和二十六年と三十七年を比べての倍率は、どういふことになるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 二十六年の事件を全部甲号事件に換算をし、それから三十八年をよろしゅうございませうか、三十八年を同じように甲号事件に全部換算すればどういふ比率になるか、これは係の者が来ておりますので、すぐ計算させまして後ほどお答え

申し上げます。

○稲葉誠一君 その計算は、きょうでなくてもいいですよ。五日にこの点について大蔵省の人に来てもらうことになってますから、そのときまでに計算を出して置いて下さいませんか。

これは直接登記法の関係ではないのですが、せつかくもらった資料ですから伺いますが、2の「昭和三十九年度法務局増員要求数」の中に、登記、国籍、計算書類、訟務、人権擁護、計千七名とあるわけですが、これはいまの子算案ではどういうふうな要求しているわけですか。こういうふうに分けて……。

○政府委員(平賀健太君) 三十九年度の子算案におきましては、増員が、登記の関係で二百名、それから訟務の関係で三名、合計二百三名が三十九年度の子算で認められる予定になっております。

○稲葉誠一君 国籍と計算書類と人権擁護——まあ人権擁護はあなたの管轄ではないでしょうし、国籍というのも違うかもわかりませんが、これらはわかりませんか。

○政府委員(平賀健太君) 国籍については、これは外国人の帰化事件の処理が終戦前におきましては内務省の所管でございましたが、終戦と同時に内務省から法務省の所管に移りまして、法務省におきまして帰化事件の処理をすることになったのでございますが、当時はまだ平和条約発効前でございますので、帰化事件はきわめて少なかったのでございます。そういう関係で、新たに帰化事件の処理を法務省が所管することになりましたけれども、そのため

の人員の措置が特にされないうままに法務省に所管が移ったのでございます。ところが、御承知のとおり、昭和二十七年に平和条約が発効いたしましたして、朝鮮人、台湾人、こういう従来外地所屬の人々が外国人になられまして、帰化事件が非常に多数になったのでございます。その関係で……。

○稲葉誠一君 途中ですけれども、不動産登記に関係ないから、そう詳しくなくていいですよ。

○政府委員(平賀健太君) 事件の処理の人員の措置が全然されておりませんので、毎年国籍事務の処理について相当数の定員の増加を要求しております。でございます。

○稲葉誠一君 そういうことではなくて、帰化の問題等については、一体どういう場合に帰化は認められるとか、ことに在日朝鮮人の場合は非常に問題があると思うのですよ、帰化の条件などについて。これはきょうの問題じゃありませんから、ここで聞きませんが、国籍というのは民事局の所管でしよう。七十九名要求しておいてどうなったとか、計算書類というのはどうなったとか、人権擁護のことはわからないかもしれないが、わかればどうなったのかお知らせ願いたい、こういうのですが、査定の結果がどうなったのか、結論だけでけっこうです。

○政府委員(平賀健太君) 国籍については、それは認められませんでした。計算書類、これは株式会社等の貸借対照表、損益計算書を登記所に備えたいというのでこれを要求しておるのであります。これも認められております。

○稲葉誠一君 人権擁護はあなたのほうの関係じゃないけれども、これも認められなかったのじゃないですか。○政府委員(平賀健太君) これも認められておりません。○稲葉誠一君 そうすると、「不動産登記法の一部を改正する法律案説明」というのがありますね、いただいたもの、これに従って聞いていきます。そのほうがわかりいいと思えます。一つは、「担保権の登記の簡素化及び合理化」が問題になっているわけですが、ここで言う「抵当権その他の担保権」というのは、何と何をさしているわけですか。○政府委員(平賀健太君) これは、不動産質権それから先取特権それから財団関係の登記——工場財団あるいはその他の財団関係の登記があるわけでございます。

○稲葉誠一君 不動産の買戻権なんかの場合は、登記をする場合はないのですか、担保目的で……。

○政府委員(平賀健太君) ここに言っております担保権の登記の中には買戻権の登記は含めておりません。

○稲葉誠一君 それはどういうわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 買戻権も担保的な作用を営むわけでございますけれども、この「説明」で担保権と申しておりますのは、担保物権を考えているわけでございます。担保権というこの「説明」の用語が、そういう実質的な担保の意味を持っておる買戻権とか、あるいは売買の予約とか、そういうようなものでも含まれるようにあるいは誤解を招くかと思いますが、担保物権の意味でございます。

○稲葉誠一君 この登記という場合は、本登記だけですか。ここにいう登記は仮登記なんかの場合も含むのですか。○政府委員(平賀健太君) 担保権の仮登記も含まれるわけでございます。○稲葉誠一君 担保権の登記事項の中で、必要の記載事項と任意的記載事項があるわけでしょう。どういふものが任意的記載事項なのか、ちょっと説明してください。○政府委員(平賀健太君) まず、現行法で申し上げますと、必要の記載事項は債権額でございます。それから弁済期は、「登記原因ニ弁済期ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス」でありまして、これは任意的記載事項でございます。

○稲葉誠一君 利息に関する定めがあるものは、これは任意的記載事項になるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおりでございます。

○稲葉誠一君 そうすると、元本の弁済期及び利息の支払時期そのものは任意的記載事項ということですか。

○政府委員(平賀健太君) そのとおりであります。

○稲葉誠一君 任意的記載事項ならば、別に法律で規定しても義務づけられていないわけじゃないのですから、特に法律を改正しなくてもいいんじゃないですか。そういう実際の取り扱いをすればいいんじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 現行法では、登記原因にそういう定めがございます。それは登記をするということになっておるわけでございます。したがって、元本あるいは利息の弁済

期の定めがございます。登記申請人はその登記の申請をしてくるわけでございます。これは登記をしなればならんということになるわけでございます。

○稲葉誠一君 ちょっとそれは条文的にはどこですか。

○政府委員(平賀健太君) 百十七条であります。

○稲葉誠一君 百十七条は、抵当権の設定の登記を申請する場合に書かなければならないということであって、他の場合にそれを記載しなければならんということじゃないのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 百十七条は、仰せのとおり申請書の記載事項でございます。登記すべき事項につきましては、五十一条の二項に一般的規定がございます。申請書ニ掲ケタル事項ニシテ登記スヘキ権利ニ関スルモノヲ記載シテ之と一般的に抽象的に書いてございますが、これがその登記すべき事項に関する規定でございます。

○稲葉誠一君 そうすると、必要の記載事項と任意的記載事項の区別はどこにあるのですか。この条文五十一条で行くとすれば、みんなこれに入っちゃうのですか。○政府委員(平賀健太君) 先ほど申し上げました百十七条におきまして、たとえ弁済期の定めでございますと、登記原因に弁済期の定めがあれば、その弁済期を申請書に書かなければならぬということになるわけでございます。定めがなければ、もちろん書きません。定めがあつて申請書に掲げられておりますと、五十一条の第二項によ

りまして「申請書ニ掲ケタル事項ニシテ登記スヘキ権利ニ関スルモノ」ということになるわけでございますが、これが登記されるということになるわけでありませう。

○稲葉誠一君　そうすると、任意の記載事項と必要の記載事項と區別して、必要の記載事項については、それが申請書にあるか否かを審査する権限が登記官吏にあるわけですか。

○政府委員(平賀健太君)　そのとおりであります。

○稲葉誠一君　そうすると、いま「元本の弁済期及び利息の支払時期の定めを登記すること」となっているが、「と」いうけれども、これは申請がなければ登記をしないでもいいということですね。その書き方は必要の記載事項のようにとれる書き方にとれるのですかね。

○政府委員(平賀健太君)　申請がなければ登記する必要はもろくないわけでありませう。

○稲葉誠一君　そこで、一体いままで元本の弁済期及び利息の支払時期の定めを登記することにしました。その理由といたうのはどこにあるわけですか。

○政府委員(平賀健太君)　従来の規定がこうなっておりますのは、やはり債権の内容をできるだけ詳細に登記しようという趣旨に基づくものではなからうかと思つてございませう。

○稲葉誠一君　ここでは「第三者対抗要件としてその登記をする実益がないのみならず、」云々と書いてあるわけですが、もちろん登記は法律的には第三者の対抗要件です。だけれども、取引の安全ということも当然考えなければならぬ。そうすると、甲から乙に

不動産を売った、乙が登記しない間に甲が丙に売って丙が登記してしまうということになれば、丙は登記があるから乙に対抗できるわけですが、その当事者だけの問題じゃなくて、ほかにもまだ不動産を買いたい人とか、あるいは担保にして金を借りたいとか、いろいろあると思うのです。そのときにやはり必要なのは、単に対抗要件としてのだけというよりも、むしろその債権がいつ弁済期が来るだろうか。弁済期が来るのが非常におそい債権ならば、その抵当権について自分は貸してもいいとか、いろいろなことが出てくるのじゃないですか。私どもは、登記簿を見るときに、一体弁済期がいつなのだろうかというのをすぐ見るのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君)　弁済期の定めは登記は、そういう面もなきにしろあらずと思つてございませうが、ただ、実際の取引の実例を見てみますと、確定期限の弁済期の定めのある登記というものはきわめてまれな、ほとんど絶無と言つてもいいのじゃないかと思つてございませう。

○政府委員(平賀健太君)　よそは実体法、手続法が日本とだいぶ違つておりますので、外国の事例は私存じませぬけれども、日本では従来抵当権は登記なくして実行できるというそういう判例になつておりました。しかし、実際に処理されております。しかし、実際問題といたしましては、抵当権者が

も、他の担保権の実行あるいは強制執行なんかによりましてその不動産が競売されるということになりますと、やはり当該担保権についても実行されるということになるわけでありませう。ただ、まだ弁済期が来ておらなければその債権額は供託されるという関係だけございませう。やはり抵当権が実行されるという関係においては間違いないのでございませう。

○稲葉誠一君　登記簿に載つていない不動産が抵当権を実行されるかどうかという危険性というものは、登記簿だけではわからない。確かにそうですね。それは、日本の法制上、登記のない抵当権でも、当事者間だけの抵当権でもほとんど競売ができるというたてまをえとつておられるでしょうか。そこに一つの問題があるのじゃないかと思つてございませう。これはどこでもそうでしょうか。抵当権の登記がなくても、抵当権の実行をどこでもできるでしょうか。これは各国の法制なんかもさういうふうになつておられるのでしょうか。これは非常に第三者は危険ですね。だから、なれ合いの抵当権なんかもできてくるのじゃないでしょうか。

○政府委員(平賀健太君)　よそは実体法、手続法が日本とだいぶ違つておりますので、外国の事例は私存じませぬけれども、日本では従来抵当権は登記なくして実行できるというそういう判例になつておりました。しかし、実際に処理されております。しかし、実際問題といたしましては、抵当権者が

登記しないなどということはおよそ普通の事態でございませうとあり得ないことでありませう、その不動産が他に譲渡される、あるいは他にほかの者のために担保権の目的になるなどということになりますと、その担保権は未登記である限り対抗力がないわけでありませう、そういう不安な状態でもって金を貸してというふうなことはおおよそあり得ない、現実の問題としてはほとんどございませう。でありますから、そういう点は実際問題としてはそう心配する必要はないように思つてございませう。

○稲葉誠一君　この条文でいうと百十五条ですね、これは先取特権の保存の登記の申請書ということが書いてあるわけですが、先取特権の保存の登記といたうのは実際には行なわれていないのですか。どういうような具体的な例があるのですか。

○政府委員(平賀健太君)　先取特権の保存の登記といたうのは、その例は多くございませぬが、事件が絶無であるわけではございませぬ。

○稲葉誠一君　だから、具体的にどういふ場合があるのですか。先取特権にもいろいろありますね。

○政府委員(平賀健太君)　建物の工事の先取特権、こういうようなものは例があるわけではございませぬ。

○稲葉誠一君　その場合は、債権者だけで登記できるわけですか、登記義務者の協力は要らないのですか。

○政府委員(平賀健太君)　やはり共同申請でございまして、登記権利者と登記義務者の双方の申請によつてするわけではございませぬ。

○稲葉誠一君　そうすると、たとえは給料の先取特権がありますね。給料の先取特権なんかもやはり登記をしておかないと、あとでその不動産に対して抵当権なんか設定された場合には対抗できなくなつちゃうわけですね。

○政府委員(平賀健太君)　仰せの給料の先取特権は、これは一般の先取特権でございまして、これは登記いたしません限り、ほかの担保権について登記がされませぬと、優先権はもろくないわけではございませぬ。

○稲葉誠一君　そうすると、給料の先取特権の場合でも、やはり登記義務者の協力がなければできないわけですか。

○政府委員(平賀健太君)　そのとおりであります。

○稲葉誠一君　それで、給料の先取特権は、民法第何条でしたかね……。

○政府委員(平賀健太君)　これは登記義務者の協力がなくても、たとえば基準監督署とかなんとかの証明があれば登記できるようにしなければ意味がなくなつちゃうのじゃないですかね。その点について考えられたことはありませんか。ほくは、どうも実際やつていてちょっと疑問に思つておられるんですよ。しようがないものですか、裁判所に行つて仮差押してすぐ仮払いの仮処分を申請してやるというこ

○政府委員(平賀健太君)　登記は、やはり登記権利者と登記義務者の双方が申請してやりませぬと、登記権利者だけの方で申請されませぬと、やはり架空の債権について担保権の設定の登記

○政府委員(平賀健太君)　登記は、やはり登記権利者と登記義務者の双方が申請してやりませぬと、登記権利者だけの方で申請されませぬと、やはり架空の債権について担保権の設定の登記

ということも起こり得るわけで、原則はやはり共同申請でなければならぬと思つておられます。ただ、仮登記であります、登記権利者のみで仮登記の仮処分命令をもって登記ができるわけでございますから、その道はあるわけでありませう。

○稲葉誠一君 それから百十五条は、これは前債権者の記載を必要としたのを、法を改正して債権者の記載は必要としなしたのですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、不動産登記法の第九十九条でもちまして全部債権者を表示することになっておるのであります。

○稲葉誠一君 旧法では、先取特権保存の登記には債権者を表示する必要がなかったのじゃないですか。それで困るからというのでこれを改正したのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) この百十九条の規定は、昭和三十五年の改正で入れた規定でありまして、以前はこの担保権の設定者とそれから債権者が同一である場合には債権者を表示する必要がないという規定になっておつたのでございますが、これは担保の目的であります不動産はその後転々する可能性があります。当初から必ずしも債権者も同時に表示するというのに三十五年の改正で改めたのであります。

○稲葉誠一君 それは前に不備だったものを改めるのはいいわけですけれども、そういうふうな改正がどうも不動産登記の場合はぼつりぼつりとされるのじゃないですか。全体的にもう少し技術的な改正というものがされていいのじゃないですか。これは経済事情が変わってくるのですから、そういう

う点については根本的な改正の問題というものは何か考えられておられるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) この不動産登記法も、私どもの感じておりますところでは非常にがっちりした整った法律なのでございまして、いままでのところ根本改正、全面改正という必要はないように考えております。

○稲葉誠一君 法の改正ではないとしても、実際の取り扱い面で、現実にもなんに事件はどんどんふえておると、これは減る見込みはなかなか少ないのじゃないですか。特に公共事業が盛んになってくれば、ますますそちらのほうにふえてくるわけですね。会社の合併やなんかもどんどんふえてくるわけでしょう。そういうことになってきた場合に、人数がこうやって見ても現実にあふえてくるとすれば、そこで何らかの形のものをもっと考慮しなくてはならない段階になっておられるのじゃないんですか。

○政府委員(平賀健太君) 今回の法律案なんかは、まさしくその要請に沿つたものでございませう。

それから昭和三十五年の改正のときは、前回は御説明申し上げましたように、登記簿とそれから土地台帳、家屋台帳を統合するというに基つて改正でございまして、何ぶんそういう台帳と登記簿の統合というふうなことをやりますと、相当の予算を要することでもありますし、そう簡単にはできませんので、それからまた、統合の作業というものが相当の努力も要することでございますので、一挙にというわけにはなかなかいかぬのでございませう。そういう関係で、一度に全面的にやれ

ば非常にいいわけでございますが、どうしてもやはり何段階に分けてして改正をしていくというふうなことになるざるを得ない次第でございませう。

○稲葉誠一君 百十六条の不動産質権の登記のことですね。これは、不動産質権というのは日本ではあまりないのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 仰せのとおり、ほとんど実例がございません。

○稲葉誠一君 その不動産質権というのがほとんどないというのは、それはどういふわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 不動産質権となりまして、質権者がその不動産の使用収益もするわけでございますが、大体質権の設定ということが、これは金融業者が債権者に対して金を貸してという関係でございまして、そういう場合には、何も不動産を使用収益する必要がないわけで、動産質におきましてもごく限られた人が実際問題として質にとるわけで、ましてや不動産におきましては、そういう金融業者、銀行その他金融業者におきましては、抵当権で十分でありまして、経済上の需要がないということに由来するわけでありませう。

○稲葉誠一君 抵当証券というのは、具体的にはどういふふうな場合に発行されているのですか。

○政府委員(平賀健太君) 抵当証券は、その抵当権によつて担保される債権の流通を容易にしようという目的で抵当証券法ができたわけでございますが、これまた、法律がございませうけれども、ほとんど利用されてないといふのが現在の実情でございませう。

○稲葉誠一君 抵当権設定登記の場合には「債務ノ不履行ニ因リテ生ジタル損害ノ」定をこれは今度は記載することになったのですか。これはこの前の改正ですか。

○政府委員(平賀健太君) これも昭和三十五年の改正で入れたのでございませう。

○稲葉誠一君 いまのところなんかは、別に法を改正する前から、大体「債務ノ不履行ニ因リテ生ジタル損害ノ」定」というのは当然記載すべしというふうになっていったんじゃないですか、実例は。

○政府委員(平賀健太君) これは解釈でそういう解釈にしまして、遅延損害金の定めも登記ができるという解釈でやつておつたのでございませう。

○稲葉誠一君 そうすると、そういうものは、今度の場合に、あれですか、全部登記を廃止することになったわけですか。遅延損害金の場合も含んでおられるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 遅延損害金の定めそのものは、これは登記事項からははずすわけではございません。現行法どおりで、今回の改正では手を触れておりませう。

○稲葉誠一君 そうすると、今度の場合には、弁済期の定めだけですね、元本と利息の。

○政府委員(平賀健太君) さようでございませう。

○稲葉誠一君 実際に今後いれようの分割支払というふうなものがどうもふえてくるわけですね。そういうふうな場合には、これは全然登記簿には載らなくなっちゃうのですか。

○政府委員(平賀健太君) そのとおりでございませう。

○稲葉誠一君 これは私どもが登記簿を見ましても、たくさん書いてあるわけですね。ことに金融業者、一時できた殖産会社などが金を貸したときに、いやもうこまかい規定がいっぱい書いてあったんですけれども、確かにそれは繁雑なことは繁雑だと思つたのですが、そうすると、登記簿からは、一体抵当権の弁済期が来たのか来ないのかというところは全然わからないわけですね。

○政府委員(平賀健太君) そのとおりであります。登記簿自体からは弁済期がいつかというところはわからないわけでありませう。

○稲葉誠一君 それからちょっと飛びますけれども、三の「その他の登記手続の合理化及び簡素化」ところの、(4)の「不動産の表示の登記のない不動産」というのはどういう意味ですか、これは。

○政府委員(平賀健太君) 登記簿を見ますと、その登記用紙の第一枚目が表題部ということになっておまして、そこに土地なり建物なりの所在地番、その他その不動産の位置、現況を示す記載がされておられるわけでありませう。それが不動産の表示の登記でありませう。その表示が全然ないという不動産を表示の登記のない不動産というわけでありませう。

○稲葉誠一君 そうすると、全然未登記という意味になるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) そういふこととあります。

○稲葉誠一君 そこで、不動産の表示をするのはやはり登記と言つていませうね。これは、何だか、見ると、あそこ

のところへ登記があれば、表題の登記がある、これはもう保存登記がされて

いるのだというふうにならなかつと錯覚を起しちゃうんですね。誤解です。法律を知っている人はそうでないと思えますが、ここに登記があるから、これはもう保存登記があるのだと思ふ場合が多いんですね。あれは登記という言葉を使わなくちゃいけないんですか、表示の登記という言葉を。どうも錯覚を起してはいけない。いろんな誤解を与えるのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) この表示の登記もやはり登記でございます。ただいま申し上げましたとおり、所有権の登記のない不動産、いわゆる保存登記のされていない不動産とそれから表示の登記も全然されていない不動産と何か混乱を生ずるようにも考えられませんが、この法律の上では、全然登記簿にも全く載っていない不動産は、これは表示の登記のない不動産と言ひ、表示の登記はされておりますけれども、いわゆる保存登記すなわち所有権の登記のされていない不動産は、所有権の登記がない不動産、そういうふうに使ひ分けて混乱を防いでおるわけでございます。

○稲葉誠一君 それは法律家から見れば確かにそうですよ。三つのものがあるわけですよ。わかりますけれども、登記が第三者対抗要件だというなら、不動産の表示のある登記ですね、これは一体どういふ対抗要件なんですか。○政府委員(平賀健太君) 不動産の表示の登記のみでは、これは所有権の登記ではないわけでございますので、それだけでは対抗要件を備えたということにはならないと思ひます。

○稲葉誠一君 登記は第三者に対する対抗要件だというのでしよう、定義

は。そういうようなことを言っているのに——これは保存登記なら確かにそのとおりですよ。ところが、表示の登記というの是对抗要件でも何でもないのであることにはなるのでしよう。何の登記なんです、これは一体、どういふことを意味しているのですか。ここら辺がどうも混乱を招くのではないですか。私だけが混乱しているのかかわからぬけれども、これはどうもよくわからぬですね。

○政府委員(平賀健太君) これは不動産登記法の第一条によりまして、表示の登記とそれから権利の登記というふうにはっきり分けまして、第三者に対抗するというのは不動産の権利を第三者に対抗するわけでありまして、単に表示の登記だけをしたのでは、これは単に不動産の現況が登記されているにすぎないわけであつて、権利関係の登記がされているわけではありませぬので、第一条の趣旨からもその点はおかるのではないかと思ひわけでありませぬ。

○稲葉誠一君 それを、表示の登記と保存登記とをもつと有機的に結びつける方法というのはいないわけですかね。これはもちろん登記は申請主義なんです、申請しない者に何も国家はそれだけの利益を与える必要はないし、登録税を払うのですから、だから職権でやるというのもおかしいかとも思ひますけれども、だから、結局、未登記の財産というか不動産が非常に多いんじゃないですか。不動産の表示の登記はあるけれども、それでいいんだと思ひついで、あとはめんどくさいからそのままにしておいて、保存登記がない、こういう財産が非常に多いんですね。そこ

を、あれじゃないですか、建物が未登記の場合ですね、建物が未登記の場合に、土地を売買しちゃうと、そうして建物に登記がないからというので、今度は自分が所有者なんだ、だから建物の所有者というのは何にも権限がないんだから建物を取去る、こうくるわけでしょう。現行法ではそれに対して、権利の乱用だとか理屈は別として、正

面切つての対抗方法は本人の損失だといへば理屈はそうすけれども、何とかもう少し登記に親しむように国民に教えるとか何とかということではできないのですかね、これは。

○政府委員(平賀健太君) 現行法のもとにおきましても、たとえば建物を新築いたしました、普通は所有者のほうから表示の登記の申請をして表示の登記がされるわけですが、その場合でも、所有権の登記も同時にしたいというのであれば、表示の登記と同時に所有権の登記も、申請をすれば所有権の登記も同時にされることになるわけでございます。

ただ、実際問題といたしましては、建物の所有者としましては、表示の登記だけをしておけば目的は達するわけでありまして、それをすぐ担保に入れたらかなんとかということになれば、それは所有権の登記をする必要がございますけれども、そういう必要がなければわざわざ登録税を納めて所有権の登記を急いでやる必要はないというわけでありませぬ。

○稲葉誠一君 理屈は確かにそうですよ。現実には、ここに建物の表示の登記はあるけれども保存登記はないというのが多いわけでしょう。それを不動

産ブローカーなりが登記所へ行つて見てきまして、土地を売買するわけですね。いわゆる地震売買をやるわけですよ。ゆさぶるわけですよ。新しい地主というのは、自分は土地の持ち主になったのだ、その上へ建物は建てているけれども、建物は未登記じゃないか、だから建物保護法による対抗力がないじゃないか、だから建物を取去る、明け渡せ、こうやってくるでしょう。これが非常に多いんですね。ですから、不動産の表示の登記をするときには、当然権利の登記も含まれるというふうに見ては、これは登記が職権主義になつてくる危険性がありますけれども、そこを何とか考えなくちゃいけないんじゃないですか。私はいま名案がありませんけれども、実際にそれで困っている人が多いわけですよ。どうもこれはちょっと考えなくちゃいかんと思ひますかね。

○政府委員(平賀健太君) 表示の登記だけしかされていなくて所有権の登記がされてはしまつたに不動産を処分されたという例はあまり聞かないのでございませぬが、むしろ、いわゆる地面師なんかのやり口というのは、すでに既登記で、既登記と申しますか、権利の登記がされている他人の不動産を、あたかも権利者なるかのごとくに装ひまして、印鑑証明を偽造する、あるいは登記済証なんかを偽造いたしましたしてやるという例が非常に多いように考へております。

○稲葉誠一君 そういう地面師の場合には、この前は、そういう例が少ないから、だから登記に公信力を持たせる必要はないのだという話だったのです

が、それはいいですよ、ここでの議論じゃないですから。私の言うのとはちよつと食い違つているのは、私の言うのは、建物が保存登記されていないものが非常に多い、日本では特に。だけれど、表示の登記はあると。そうすると、しるうとの人は、表示の登記があるのだから、建物の保存登記もあるのだと、こう思つているわけですよ。そうして借地しているわけですよ。地主が不動産ブローカーを介すか何かして第三者に土地を売っちゃうわけですよ。売つて登記しちゃうわけですよ。そうすると、第三者は、新たに土地の持ち主になつて登記してありますから、それで建物の未登記の者に対して、これは自分の土地なんだ、あなたには貸してないんだ、あなたは建物の登記がないのだから対抗できないんだとくるわけでしょう。これは建物保護法によつて対抗できませんわね。それが非常に多いんですね。これは民事局長の言うようにそういう例はないかということではないですよ。これはとても多いんですよ。

○政府委員(平賀健太君) 建物保護法の関係におきましては、賃借人が借地上に登記した建物を有するという解釈の問題であります。表示の登記だけでもいいんだ、それでも登記ある建物と言つて差しつかえないという解釈であります。

○稲葉誠一君 それはすつと前ですね。判例はありますか。

○政府委員(平賀健太君) これは昭和三十五年の台帳と不動産登記簿との一元化の結果、表示の登記というものが所有権の登記とは独立に認められるようになったわけでございます。この

昭和三十三年の不動産登記法の改正以來をうけることになるわけでございますが、現在まだその判例は私も承知いたしておりません。裁判所で問題になったというのを聞いておりません。

○稲葉誠一君 そうすると表示の登記と権利の登記と分けてあるわけでしょう。いまあなたのおっしゃるようならば、表示の登記が第三者に対する対抗力を持つてくるわけじゃないですか。全く保存登記と同じ効力を持つてくるのじゃないですか、いまの例に限定すれば。そういうことになる。あれですか、表示の登記があれば建物保護法のいうところの登記に該当するのだというところは、いままでそういうふうに説明だし、それで全部の裁判を通しては非常につけようなんです、どこから出てくるのですか、そういう議論は。

○政府委員(平賀健太君) 建物保護法それ自身が、借地権の登記がされておるわけではもちろんないわけでありませう。借地上に建物がある、建物の登記がある、その建物の登記は表示の登記だけでも足りるといふ解釈を申し上げておるのでございますが、そもそもこの建物保護法の立法趣旨を考へてみますと、現に借地上に建物があるということに非常に大きな意味があるのだらうと思ふのであります。その建物がとにかく登記簿上においてだれの所有であるか、だれが権利者であるかということがうかがわれればそれでいいんじゃないかという解釈になるのではな

いかと思ふのでございます。したがって、その建物の所有権の登記があら

りませんでも、表示の登記だけでも所有者を表示する欄があるわけでございますので、所有者がだれかということに十分うかがわれるわけでありまして、建物保護法の解釈としましては表示の登記がある建物ということでは十分であらうという解釈になるべきものと思ふのでございます。ただ、裁判所での点が問題になって判例が出ておるといふことはまだ聞いておりません。

○稲葉誠一君 そういふ解釈なら、私も非常にけつこうなんです。ですから、これ以上しませんが、それから借地借家法の改正に伴つて建物保護法の改正問題も出てくるわけでしょう。まだ国会に提出されてないのかもわかりませんが、そのときに建物保護法の関係は私は聞いてみたいと思ふんです。建物保護法という法律がいまはたして必要なのかどうか、あれを借地借家法の中に繰り入れることができるのかどうか、いろいろな問題があるのじゃないかと思ふんですが、ここでは直接のあれではありませぬから、この程度にしておきます。

それからいま民事局長の言つたような表示の登記の建物保護法の関係の意味、これがさうだといふなら、これはもう少しさういふことを各地の——まあ裁判所に流すわけにいかんけれども、ほかの方面にもう少しPRしてもいいと思ふのであります。私は不勉強で知らないんですけれども。

それからここに書いてあります土地の所在図、地積の測量図又は建物の三云々と、こうありますね。一体法務局にあるいわゆる公図と称するもの、これはどういふものなんですか。実際古いものがありまして、現況と全

く違つてゐるし、困つちゃうんですよ。何をいつてゐるわけですか、ここにある土地の所在図といふのは、新たに提出しろといふことなんですよ。

○政府委員(平賀健太君) 新たに不動産の表示の登記を申請する場合には、一般の場合にはさういふものを付けて申請することになるわけでございます。ただ、現行の規定では、判決あるいは収用による登記、地番整理のための登記の申請または嘱託の場合にはさういふ図面をつけるという明文の規定がございませぬので、解釈上当然さうなるというところでやつておつたわけではございませぬけれども、これを規定上はさういふことではございませぬ。

○稲葉誠一君 私のお聞きしたい点は、この点もさうでなければ、別に法務局が持つてゐる公図と称するものがあるでしょう。一体あれはどういふものなのかといふことをお聞きしたいんです。

○政府委員(平賀健太君) 現在いわゆる公図と申しておりますのは、昭和二十五年に土地台帳が税務署から法務局に移管になりました際に税務署から引き継いだものでございます。それ以前に作製されたものでございまして、徴税の必要上土地を具体的に明らかにするためにああいういわゆる公図ができておるのでございますが、これは相当古い時代でございます。これは相当古い時代でございます。これは相当古い時代でございます。これは相当古い時代でございます。

やつと言つちゃ悪いが、明治初年ごろのものが多いんじゃないですか、地租改正前のものが、ですから、あれを、争ひになつたときに、法務局の持つておるものであるから信用できるだらうというところで持つてくるわけですね。さうすると、全くわからないんです。あれでは、現在の状況と變つておるしね。地租改正前のものが多いのです。あれは何とかして法務局自体として、公図と言われる以上はさういふ正確なものをつくらなければならぬんじゃないですか。それはどういふふうにしておるのですか。

○政府委員(平賀健太君) それは私どもの方針でもその必要を痛切に感じておるものであります。これは何ぶん全国にわたります関係で非常に膨大な経費を要するわけでございます。でありますから、一元化の作業が済みまして、あとにこの地図の作製に着手したいという方針でおるわけでありませぬ。

○稲葉誠一君 実際問題としては、いわゆる法務局にある公図と市町村にある図面とは非常に食い違つてゐるんです。それで困つちゃうわけなんです。境界争ひの場合それからいろいろその他の場合でも絶えず食い違つてゐるわけでしょう。どっちを信用するかという、市町村よりは法務局のほうが信用するといつて持つてくると、古くてわからないといふことなんです。市町村のほうでも何か持つてゐるんじゃないですか、何か図面を。

○政府委員(平賀健太君) 市町村でもやはり固定資産税なんかの関係で図面ができてゐるわけでございますが、両者が非常に違つたという例は私どもはあ

まり聞きませぬ。現に、登記所にあるものがぼろぼろになつて滅失した、それをつくり直すために市町村のを借りてつくつた場合もあります、登記所のを利用して市町村でつくつた場合もあります。私は市町村の実情は詳細知りませぬけれども、必ずしも正確とは言えないのじゃないかと思ふのでございませぬ。

ただ、最近では各地方で土地改良事業が行なわれ、区画整理事業が行なわれておりますが、さういふ際には非常に詳細な正確な地図ができるわけでございます。で、現状のものとでは、さういふ機会につくられました地図がやはり登記所にも送られてまいりまして、また市町村にも備へられておられます。全国的には数は至つて少いのでございませぬけれども、それならばさういふ正確であります。それからさういふ調査法に基づいて一筆調査の測量図が法務局にも送られてきておまして、これならさういふ正確なものでございませぬ。

○稲葉誠一君 きょうは最後の一点だけで質問を終わりますが、四のところにある「立木に関する法律の整理をするものとする」と、さう書いてあります。立木に関する法律はさういふのが定められてゐるわけでしょう。実際には行なわれてゐるわけですか。

○政府委員(平賀健太君) 立木登記は、地域によつては相当ございませぬ。○稲葉誠一君 どの程度ですか。私はあまりよく知りませぬけれども、あまり行なわれてゐないのじゃないですか。

○政府委員(平賀健太君) 一例を申し上げますと、奈良県などあつた山間

○政府委員(平賀健太君) 一例を申し上げますと、奈良県などあつた山間

○政府委員(平賀健太君) 一例を申し上げますと、奈良県などあつた山間

○政府委員(平賀健太君) 一例を申し上げますと、奈良県などあつた山間

○政府委員(平賀健太君) 一例を申し上げますと、奈良県などあつた山間

○政府委員(平賀健太君) 一例を申し上げますと、奈良県などあつた山間

地の植林が盛んなどころには立木登記はかなりございませう。

○稲葉誠一君 そうすると、不動産登記との関係はどういうことになりませうか。立木は普通は不動産に対する定着物というのですか、不動産の一部なんだけれども、立木法の登記があるというのと独立の不動産になる、こういうことですか。

○政府委員(平賀健太君) そのとおりでございます。これは立木登記簿という特別の登記簿が設けられておりまして、それに登記されておるわけでございませう。

○稲葉誠一君 そうすると、今度の不動産登記法の改正で、たとえば「抵当権その他の担保権の登記事項中元本及び利息の弁済期の定め」の登記を廃止する」とかいつておられますが、これは立木に關してはどうなんですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、立木関係の法律の担保権の登記につきましては、やはり同じことになるわけでございます。弁済期の定めは全部立木登記なんかにつきましてもやはり登記事項からはずれるということになるわけでありませう。

○稲葉誠一君 それは附則に書いてありますか。

○政府委員(平賀健太君) 立木は、立木に關する法律によりまして不動産とみなされております関係で、この不動産登記法の百十五條、十六條、十七條で適用になるといふ関係でございませう。

○稲葉誠一君 そうすると、立木に關する法律は改正をしなくても、不動産登記法の改正で全部済むわけですか。

○政府委員(平賀健太君) それは共同

担保目録の関係だけであります、特に規定が要ると申しますのは、それで、十八條を改正しまして新しい二項をつけ加えましたのは、共同担保目録の関係で改正が必要になつたわけでございます。

○稲葉誠一君 これは附則の第十四條にそのことを書いてありますね。そうすると、立木に關する法律の改正案は出さなくてもいいんですか。出すのでしようね。どうなつておるのですか。

○政府委員(平賀健太君) これは、この法律案の附則の第十四條で立木に關する法律の十八條の規定の改正を行なつておるわけでありませう。附則の十四條、一番最後の項でございませう。

○稲葉誠一君 立木に關する法律に所要の改正を加えたものであるというんでしよう。そうすると、不動産登記法を改正すれば、立木に關する法律の改正をしなくてもいいのですか、あるいは、立木に關する法律の改正も独自に出されなくてはいけなないのであるか。

○政府委員(平賀健太君) これは立木は不動産とみなされておるもので、今回不動産登記法の改正の内容になつております百十五條、十六條、十七條の担保権の登記事項に關する規定なんかは、これは当然立木のほうにも適用があるわけでございます。ただ、共同担保目録だけの関係は特に規定を設ける必要がございませうので、立木に關する法律の十八條に新たに一項を加えるという次第でございませう。

○稲葉誠一君 私の聞くのは、ちょっとこんがらがつておるかもわかりませうけれども、「立木に關する法律の一部を次のように改正する」といふことを不動産登記法の附則でやつただけで

いいのですか。これは附則の、しかもこれは経過措置ですか……。

○政府委員(平賀健太君) 経過措置でございませう。この不動産登記法の改正に伴いまして、まあほかにもよく関係法律の整理をすることがあるわけでございますが、それに類するものであるわけでありませう。

○稲葉誠一君 そうすると、立木に關する法律の改正そのものは立木に關する法律の改正案として出されなくてもいいというわけですか。その根拠をもう少し説明して下さい。

○政府委員(平賀健太君) これは立木に關する法律の一部改正ということでもちろん出せるわけでございますが、ただ、今回の改正は、この不動産登記法の改正が主たるもので、それに伴いまして関係の法律に整理をする必要があるという関係で、附則におきまして立木に關する法律の一部改正をやつたわけでありませう。従来、ほかの法律なんかの改正の際にも、しばしばこういうことが行なわれておるわけでございます。

○稲葉誠一君 整理といつても、あれじゃないですか、新しいやり方、何かを加えているのじゃないですか。そこ

○政府委員(平賀健太君) 整理と言つてもいいのじゃないかと思つてございませう。不動産登記法の改正に伴つて当然他の法律でその部分を一部改正する必要があるというところでございませう。整理と言つて差しつかえないと思つております。

○稲葉誠一君 その点は私よく立木に關する法律など調べましてちょっと考えたと思つてますが、そういうやり

方で一体いいのですかね。やはりこれに伴つて、単独法なんですから、単独法は単独法としてやはり改正案を出さなければいけないのじゃないかと思つたのですが、これは立法上の問題ですから、ここで論議しても始まらないと思つたのですが、私も研究してみます。

それで、きょうはこれで終わります。さっき言った甲と乙との関連で乙を甲に換算した場合の全体としてどういふふうになつておるか、これを明らかにしてくれませんか。というのは、大蔵省はこれをどういふふうにか考へておるか、大蔵省の換算と法務省の換算とどういふふうにか違つておるのかと思つたので、違つておるのかと思つたので、この次の五日の日までに明らかにしてください。

○後藤義隆君 ちょっと関連して。本件の改正の主たる目的は元本並びに利息の弁済期の登記を省略するということが主眼であるというふうにお思われませうが、第百十七條の後段の抵当証券発行の場合には、これは例外としてその利息の弁済期はやはり登記をすることになるのですか。

○政府委員(平賀健太君) そのとおりでございます。

○委員長(中山福藏君) それでは、本日は一応この程度にいたしまして、これをもちつて散会いたします。

午後零時二十八分散会

二月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案

逃亡犯罪人引渡法の一部を改正する法律案

逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(定義)

第一条 この法律において「引渡条約」とは、日本国と外国との間に締結された犯罪人の引渡しに關する条約をいう。

2 この法律において「請求国」とは、日本国に対して犯罪人の引渡しを請求した外国をいう。

3 この法律において「引渡犯罪人」とは、請求国からの犯罪人の引渡しの請求において当該犯罪人が犯したとする犯罪をいう。

4 この法律において「逃亡犯罪人」とは、引渡犯罪人について請求国の刑事に關する手続が行なわれた者をいう。

第二条中第六号又は第七号を「第三号、第四号、第八号又は第九号」に改め、同条第一号中「逃亡犯罪人の犯した」を削り、同条第七号を同条第九号とし、同条第六号を同条第八号とし、同条第五号中「逃亡犯罪人の犯した」を削り、同号を同条第七号とし、同条第四号中「逃亡犯罪人の犯した」を削り、「締約国」を「請求国」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「逃亡犯罪人の犯した」及び「その」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に

「請求国」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「逃亡犯罪人の犯した」及び「その」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に

「請求国」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「逃亡犯罪人の犯した」及び「その」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に

「請求国」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「逃亡犯罪人の犯した」及び「その」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に

「請求国」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「逃亡犯罪人の犯した」及び「その」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に

「請求国」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「逃亡犯罪人の犯した」及び「その」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に

「請求国」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「逃亡犯罪人の犯した」及び「その」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に

「請求国」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「逃亡犯罪人の犯した」及び「その」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に

「請求国」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「逃亡犯罪人の犯した」及び「その」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に

「請求国」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号中「逃亡犯罪人の犯した」及び「その」を削り、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に

次の二号を加える。

三 引渡犯罪が請求国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑にあたるものでないとき。

四 引渡犯罪に係る行為が日本国内において行なわれたとした場合において、当該行為が日本国の法令により死刑又は無期若しくは長期三年以上の徴役若しくは禁錮に処すべき罪にあたるものでないとき。

第三条を次のように改める。
(引渡し)の請求を受けた外務大臣の措置)

第三条 外務大臣は、逃亡犯罪人の引渡しの請求があつたときは、次の各号の一に該当する場合を除き、引渡請求書又は外務大臣の作成した引渡しの請求があつたことを証明する書面に関係書類を添付し、これを法務大臣に送付しなければならぬ。

一 請求が引渡条約に基づいて行なわれたものである場合において、その方式が引渡条約に適合しないと認めるとき。

二 請求が引渡条約に基づかないで行なわれたものである場合において、請求国から日本国が行なう同種の請求に応ずべき旨の保証がなされないとき。

第四条第二号中「第六号又は第七号」を「第八号又は第九号」に改め、同条に次の一号を加える。
三 引渡しの請求が引渡条約に基づかないで行なわれたものである場合において、逃亡犯罪人を引き渡すことが相当でないことと認めるとき。

第四条に次の一項を加える。

2 法務大臣は、前項第三号の認定をしようとするときは、あらかじめ外務大臣と協議しなければならぬ。

第五条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第三項中「引渡を請求した締約国」を「請求国」に改める。

第八条第一項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第十一条第一項中「締約国から逃亡犯罪人の引渡しの請求を撤回する旨の通知を受けたときは」を、「請求国から逃亡犯罪人の引渡しの請求を撤回する旨の通知を受け、又は第三条第二号に該当するに至つたときは」に改め、同条第二項中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

第十四条第三項中「第六号」を「第八号」に改める。

第十六条第四項中「引渡を請求した締約国」を「請求国」に改める。

第十九条第一項中「引渡を請求した締約国」を「請求国」に改め、同条第二項中「締約国」を「請求国」に改める。

第二十条及び第二十一条(見出しを含む)中「締約国」を「請求国」に改める。

第二十三条第一項中「逃亡犯罪人が犯した引渡犯罪」を「引渡条約により日本国に対し引渡しの請求をすることができる犯罪人が犯した犯罪(引渡条約において締約国が日本国に対し犯罪人の引渡しを請求することができるものとして掲げる犯罪に限る)」に改め、「逃亡犯罪人の引渡」を「その者の引渡し」に改める。

第二十四条及び第二十五条中逃亡犯罪人を「当該犯罪人」に改める。

第二十六条第一項中「逃亡犯罪人」について「犯罪人」について、「各号の一」を「第一項第一号又は第二号」に、「同条」を「同条同項」に、「逃亡犯罪人」を「当該犯罪人」にその旨に、「仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人の」を「当該犯罪人の」に改め、同条第二項中「逃亡犯罪人」を「当該犯罪人」に改める。

第二十七条第一項中「逃亡犯罪人」について「犯罪人」について、「第四条」を「第四条第一項」に、「逃亡犯罪人」を「当該犯罪人」に改め、同条第二項中「逃亡犯罪人」を「当該犯罪人」に改め、同条第三項中「逃亡犯罪人」を「犯罪人」に改める。

第二十八条第一項中「逃亡犯罪人」を「当該犯罪人」に改め、同条第二項中「逃亡犯罪人」を「当該犯罪人」に、「仮拘禁許可状により拘禁されている逃亡犯罪人」を「当該犯罪人」に改め、同条第三項中「逃亡犯罪人」を「当該犯罪人」に改める。

第二十九条中「仮拘禁許可状により逃亡犯罪人が拘禁されている」を削り、「逃亡犯罪人が拘束された」を「仮拘禁許可状により拘禁されている犯罪人」について、その者が拘束されたに、「逃亡犯罪人を」を「当該犯罪人」に改める。

第三十条中「逃亡犯罪人」を「当該犯罪人」に改める。
第三十三条(見出しを含む)中「引渡」を「その者の引渡し」に改める。

「犯罪人」に、「この法律」を「この法律中引渡条約に基づく引渡しの請求に関する規定」に改める。

附則

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)
2 この法律による改正後の逃亡犯罪人引渡法の規定は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る犯罪人の引渡しの請求についても、適用する。

(刑事補償法の一部改正)
3 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。
第二十六条中「犯罪人の引渡に関する条約により、」を削り、「締約国に対し」を「外国に対し」に、「締約国が当該逃亡犯罪人の」を「当該外国がその」に改める。

二月二十八日日本委員会に左の案件を付託された。
一、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四表所在地の欄中「北海道雨龍郡深川町」を「深川市」に改める。

別表第五表八王子簡易裁判所の管轄区域の欄中「町田市」を「町田市日野市」に改め、同表立川簡易裁判所の管轄区域の欄中「砂川町」を削り、同表千葉簡易裁判所の管轄区域の欄中「習志野市」を「習志野市市原市」に、同表松戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「沼南村」を「沼南町」に、同表板橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「都賀村」を「都賀町」に改め、同表小山簡易裁判所の管轄区域の欄中「間々田町」及び「美田村」並びに同表太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「宝泉村」及び「山田郡の内」を削り、同表桐生簡易裁判所の管轄区域の欄中「山田郡の内」を「桐生市 山田郡大間々町」に、同表浜松簡易裁判所の管轄区域の欄中「袋井市」を「袋井市 浜北市」に、同表諏訪簡易裁判所の管轄区域の欄中「本栖」を「本栖及び富士ヶ嶺」に、同表富士吉田簡易裁判所の管轄区域の欄中「本栖」を「本栖及び富士ヶ嶺」に、同表枚方簡易裁判所の管轄区域の欄中「大東市」を「大東市 門真市」に改め、同表桜井簡易裁判所の管轄区域の欄中「磯城郡の内」を削り、同表葛城簡易裁判所の管轄区域の欄中「高市郡」を「高市郡 磯城郡」に改め、「磯城郡の内 川西村 三宅村」を削り、同表昭和簡易裁判所の管轄区域の欄中「南区」を「南区 緑区」に

改め、「鳴海町」を削り、同表岐阜簡
易裁判所の管轄区域の欄中「稲葉郡」
を「各務原市」に改め、同表福井簡易
裁判所の管轄区域の欄中「殿下村」、
同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄
中「津ノ井村」及び同表長崎簡易裁判
所の管轄区域の欄中「東長崎町」を削
り、同表島原簡易裁判所の管轄区域
の欄中「吾妻村」を「吾妻町」に改め、
同表大分簡易裁判所の管轄区域の欄
中「鶴崎市」を削り、同表天草簡易裁
判所の管轄区域の欄中「御所浦村」を
「御所浦町」に、同表川内簡易裁判所
の管轄区域の欄中「鶴田村」を「鶴田
町」に、同表野辺地簡易裁判所の管
轄区域の欄中「甲地村」を「東北町」に
改め、同表深川簡易裁判所の項を次
のように改める。

深川	北海道の内
	深川市 雨龍郡

附則
1 この法律は、公布の日から起算
して十日を経過した日から施行す
る。

2 この法律の施行前に従前の管轄
裁判所で受理した事件は、その裁
判所で完結する。

二月二十八日本委員会に左の案件を付
託された。

- 一、青森県鶴田町に法務局出張所設
置に関する請願(第七六〇号)
- 一、戦争犯罪裁判関係者の補償に関
する請願(第七七一号)(第七九三
号)

第七六〇号 昭和三十九年二月十
九日受理

青森県鶴田町に法務局出張所設置に
関する請願

請願者 青森県北津軽郡鶴田町
長 永沢与之助外二十
名

紹介議員 笹森順造君
青森県鶴田町に法務局出張所(登記
所)を設置せられたいとの請願。

本町は、昭和三十年三月一日に鶴
田町、水元村、六郷村、梅沢村の一
町三箇村が合併して東西十三・四キ
ロ、南北六・七五キロ、面積四十
七・六四平方キロ、世帯数三千五
百、人口二万一千を有し、行政規模
からいって県下において上位に属す
る町である。このように合併による
行政規模の拡大に伴い数多い行政事
務があるにもかかわらず、町民と直
接関係の深い登記事務は旧鶴田町区
域は五所川原支局、旧水元村区域は
木造出張所、旧六郷村区域は板柳出
張所、旧梅沢村区域は原子出張所の
管轄となつてゐる。一町内の登記事
務が四箇所の管轄下に分れてゐるこ
とは極めて不合理であり、町村合併
促進法及び新市町村建設促進法の第
十四条の趣旨からしても好ましくな
く、又、役場や、町民の不便も極め
て大きい。法務省は、前記四箇所を
一箇所に総合する意向のようである
が、地理的にみて一方に偏するさ
らにもあり、決して町民の不便を解消
することにならない。又農業基盤整
備事業及び区画整理事業が着々実施
に移され、農地の交換分合事務は將
来ふくそうすることが予想され、ま
ます法務局出張所の必要性が生じ
てくる。合併当時の新町建設計画書
中の国に対する要望事項のうち最

も重要な部門として法務局出張所の
設置がおり込まれており、昭和三十
年八月から十数回にわたり法務当局
に出張所の設置をお願いしている。

第七七一号 昭和三十九年二月二
十日受理

戦争犯罪裁判関係者の補償に関する
請願

請願者 福岡市大字田島一、六
六七ノ四 浦田寅治郎
外十七名

紹介議員 青木一男君
戦争犯罪裁判関係者に対する補償に
ついて左記事項の実現を図られたい
との請願。

- 一、戦争犯罪裁判有罪服役者のう
ち、三千二百九十人に対し服役日
数に応じ一時金を支給すること。
- 一、服役者総数三千八百四十五人中
(1) 恩給法の適用を受けていない
者 三千二百九十人
(2) 服役日数が在職年数に算入し
て普通恩給又は一時恩給を受給
する者 五百五十五人
- 二、戦争犯罪裁判の結果、無罪と
なつた人及び犯罪容疑者として逮
捕拘禁されたが裁判を受くること
なく釈放となつた人一千四百八人
に対し、拘禁日数に応じ補償金を
支払ふこと。

被拘禁容疑者総数一千四百八人
(一人平均拘禁日数三百三十七日)

- (1) 内地で逮捕され果鴨拘置所に
拘禁され釈放された者 八百十
人
- (2) 内地で逮捕され外地へ移送後
釈放された者 四百六十五人
- (3) 外地で逮捕され果鴨拘置所に

移送されて釈放された者 百三
十三人

理由
本戦争犯罪裁判は連合軍各国が、
日本が無条件に降服した後で個人を
おのおのその国の法律に従つて裁判
したもので、有罪服役者の労銀、非
有罪者の刑事補償は各個人がそれぞ
れその国に対し請求すべきところ、
国は平和条約第十九条でその請求権
をも放棄したので、個人はもはやそ
の請求をすることができなくなつ
た。また、本裁判で占領軍は日本政
府に逮捕した容疑者の財産の差押え
を行なつたため、容疑者留守家族
はその生活を破壊され、しかも釈放
により差押えを解除されたときは、
すでに貨幣価値の大変動の後で無償
値にひとしいまでになつてしまつ
た。右戦争犯罪裁判による精神的、
物質的損害に対し、国は補償のみち
を講ぜられたい。(陳情書添付)

第七九三号 昭和三十九年二月二
十日受理

戦争犯罪裁判関係者の補償に関する
請願

請願者 愛知県一宮市日比野通
り三ノ四五 今井清市
外一名

紹介議員 柴田栄君
この請願の趣旨は、第七七一号と
同じである。

三月二日本委員会に左の案件を付託さ
れた。

一、遺言の方式の準拠法に関する法
律案

遺言の方式の準拠法に関する法律
案

遺言の方式の準拠法に関する法
律案

(趣旨)
第一条 この法律は、遺言の方式の
準拠法に關し必要な事項を定める
ものとする。

(準拠法)
第二条 遺言は、その方式が次に掲
げる法律の一に適合するときは、
方式に關し有効とする。

一 行為地法
二 遺言者が遺言の成立又は死亡
の当時国籍を有した国の法律

三 遺言者が遺言の成立又は死亡
の当時住所を有した地の法律

四 遺言者が遺言の成立又は死亡
の当時常居所を有した地の法律

五 不動産に關する遺言につい
て、その不動産の所在地法

第三条 遺言を取り消す遺言につい
ては、前条の規定によるほか、そ
の方式が、従前の遺言を同条の規
定により有効とする法律の一に適
合するときは、方式に關し有効と
する。

(共同遺言)
第四条 前二条の規定は、二人以上
の者が同一の証書でした遺言の方
式についても、適用する。

(方式の範囲)
第五条 遺言者の年齢、国籍その他
の人的資格による遺言の方式の制
限は、方式の範囲に属するものと
する。遺言が有効であるために必
要とされる証人が有すべき資格に
ついては、同様とする。

(本國法)

第六条 遺言者が地方により法律を異にする国の国籍を有した場合には、第二条第二号の規定の適用については、その国の規則に従い遺言者が属した地方の法律を、その最も密接な関係を有した地方の法律を、遺言者が国籍を有した国の法律とする。

第七條 第二条第三号の規定の適用については、遺言者が特定の地に住所を有したかどうかは、その地の法律によつて定める。

第八條 外国法によるべき場合において、その規定の適用が明らかに公の秩序に反するときは、これを適用しない。

附則 (施行期日)

1 この法律は、遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

2 この法律は、この法律の施行前に成立した遺言についても、適用する。ただし、遺言者がこの法律の施行前に死亡した場合には、その遺言については、なお従前の例による。

3 法例(明治三十一年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第三項を削る。

第三十條の次に次の一条を加える。

第三十一條 本法ハ遺言ノ方式ニ

付テハ之ヲ適用セズ但第二十七條第二項及ビ第二十八條第一項ノ規定ハ此限ニ在ラズ (民法の一部改正)

4 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「法例ノ定ムル所」を「法例其他準拠法ヲ定ムル法律」に改める。

三月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案 刑法の一部を改正する法律 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二百二十五條の次に次の一条を加える。

第二百二十五條ノ二 近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乗ジテ其財物ヲ交付セシムル目的ヲ以テ人ヲ略取又ハ誘拐シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

人ヲ略取又ハ誘拐シタル者近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乗ジテ其財物ヲ交付セシメ又ハ之ヲ要求スル行為ヲ為シタルトキ亦同ジ

第二百二十七條第一項中「前三條」を「第二百二十四條、第二百二十五條又ハ前條」に改め、同項の次に次の一項を加える。

第二百二十五條ノ二第一項ノ罪ヲ犯シタル者ヲ幫助スル目的ヲ以テ被拐取者ヲ收受若クハ藏匿シ又ハ隠避セシメタル者ハ一年以上十年以下ノ

懲役ニ処ス 第二百二十七條に第四項として次の一項を加える。

第二百二十五條ノ二第一項ノ目的ヲ以テ被拐取者ヲ收受シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス

被拐取者ヲ收受シタル者近親其他被拐取者ノ安否ヲ憂慮スル者ノ憂慮ニ乗ジテ其財物ヲ交付セシメ又ハ之ヲ要求スル行為ヲ為シタルトキ亦同ジ

第二百二十八條中「本章」を「第二百二十四條、第二百二十五條、第二百二十五條ノ二第一項、第二百二十六條並ニ前條第一項乃至第三項及ビ第四項前段」に改め、同條の次に次の二條を加える。

第二百二十八條ノ二 第二百二十五條ノ二又ハ第二百二十七條第二項若クハ第四項ノ罪ヲ犯シタル者公訴ノ提起前被拐取者ヲ安全ナル場所ニ解放シタルトキハ其刑ヲ減輕ス

第二百二十八條ノ三 第二百二十五條ノ二第一項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其予備ヲ為シタル者ハ二年以下ノ懲役ニ処ス但実行ノ着手前自首シタル者ハ其刑ヲ減輕又ハ免除ス

第二百二十九條中「第二百二十六條ノ罪、同條ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル」を「第二百二十七條第一項ノ罪及ビ此等ノ罪ノ未遂罪ヲ除ク外本章ノ罪」を「第二百二十四條ノ罪、第二百二十五條ノ罪及ビ此等ノ罪ヲ幫助スル目的ヲ以テ犯シタル」に改め、同條第三項ノ罪並ニ此等ノ罪ノ未遂罪」に改める。

附則 1 この法律は、公布の日から起算

して二十日を経過した日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為については、この法律による改正後の刑法第二百二十八條ノ二及び第二百二十九條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第六号中正誤

ページ 行 誤 正

九 一五 一〇 東京トルコ風呂

一五 一三 大臣さんがわかって

一五 一三 大臣さんがわかって

一五 一三 大臣さんがわかって

一五 一三 大臣さんがわかって

一五 一三 大臣さんがわかって

一五 一三 大臣さんがわかって

一五 一三 大臣さんがわかって

一五 一三 大臣さんがわかって